

○医療機能情報提供制度実施要領について（平成19年医政発0330013号厚生労働省医政局長通知）（抄）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>4 実施体制</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 医療機能情報の公表手続</p> <p>① (略)</p> <p>② 医療機能情報の公表方法</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• (略)</li><li>• 都道府県知事は、インターネットを使用できない環境にある住民・患者に配慮し、インターネットを通じた公表と併せて、都道府県担当部署や医療安全支援センター等において、<u>適切な方法</u>により、公表するものとする。</li><li>また、都道府県知事が、電話による医療機能情報に関する照会への対応等、独自の取組を行うことも差し支えない。</li><li>• (略)</li><li>• (略)</li></ul>	<p>4 実施体制</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 医療機能情報の公表手続</p> <p>① (略)</p> <p>② 医療機能情報の公表方法</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• (略)</li><li>• 都道府県知事は、インターネットを使用できない環境にある住民・患者に配慮し、インターネットを通じた公表と併せて、都道府県担当部署や医療安全支援センター等において、<u>紙媒体又は備え付けのインターネット端末</u>により、公表するものとする。</li><li>また、都道府県知事が、<u>インターネット及び紙媒体又は備え付けのインターネット端末以外に</u>、電話による医療機能情報に関する照会への対応等、独自の取組を行うことも差し支えない。</li><li>• (略)</li><li>• (略)</li></ul>